

熊谷市商店街活性化推進団体指定基準

平成17年10月1日決裁

平成22年8月26日決裁

(指定基準)

第1条 熊谷市商店街活性化推進事業費助成金交付要綱第2条に基づく助成金を受け
ることができる団体は次に掲げる団体とし、市長が指定するものとする。

(1) 商店街 次のすべてに該当するものとする。

ア 構成する会員及び役員に商店街活動に対し熱意があるもの。

イ 地域コミュニティと連携した商店街活動に積極的に取り組んでいるもの。

ウ 商店街振興計画を作成し、当該計画に基づく事業を遂行する意思、及び能力があるもの。

エ 商工会議所会頭又は商工会会長の推薦があるもの。

オ 埼玉県が実施している「中心市街地等商店街関係事業」を理解し、積極的に推進しているもの。

(2) 商店及び商店街が共同して事業を行うことを目的とした団体

次のすべてに該当するものとする。

ア 活動の内容が市内商業及び商店街の活性化に貢献するもの。

イ 団体としての組織を備えるとともに、設立目的、代表の方法、会議の運営、財産の管理その他団体として主要な事項が規約などで規定されているもの。

ウ 事業実施区域内に存するいずれかの商業団体（商工会議所、商工会、前号に掲げる商店街）と共同で主催者となり、人的、金銭的負担を伴って共同事業を行うもの。

(指定期間)

第2条 指定を受けた商店街団体の指定期間は、指定のあった年度を含めて2年間とする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市商店街活性化推進団体指定基準の規定によりなされた指定その他の行為は、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成22年8月26日から施行する。